

議案第59号

関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

変形労働時間制の変形期間の変更に伴い、この条例を定めようとする。

関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年関市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「並びに第6条及び第7条」を「及び第6条」に改める。

第6条第1項中「この項及び次条」を「以下この項」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。